**○経済産業省
環境省告示第百九十五号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十五年十一月十八日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十五年十一月二十六日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS2－73	McCloskey R105－1	キャタピラー・ソリューション・エンジニアリング株式会社	神奈川県相模原市中央区田名3700番地

**○経済産業省
環境省告示第百九十六号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省国土交通省環境省令第一号）第十九条第九項の規定に基づき、平成二十五年十月九日次のとおり承認を受けた少数生産車の承認の失効の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき公示する。

平成二十五年十一月二十六日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS－169	モロオカ MS T－800VD	株式会社諸岡	茨城県龍ヶ崎市庄兵衛新田町358番地

**○経済産業省
環境省告示第百九十七号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省国土交通省環境省令第一号）第十九条第九項の規定に基づき、平成二十五年十月十五日次のとおり承認を受けた少数生産車の承認の失効の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき公示する。

平成二十五年十一月二十六日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS－228	石川島建機 IC 100－2	IHI建機株式会社	神奈川県横浜市金沢区昭和町3174番地

○国土交通省告示第千四十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十一月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
花倉第3谷
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地
鹿児島県鹿児島市吉野町
九七〇一番一六から九七〇一番一八まで
九七〇二番六及び九七〇二番七
九七八八番三
九七八八番五及び九七八八番六

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
宇都川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する水路及び道路のうち、その接している区間の水路敷及び道路敷
鹿児島県薩摩川内市網津町
字宇都　五〇三二番
字北宇都　五〇三四番
五〇三四番一から五〇三四番三まで
五〇四〇番
五〇四二番
五〇四四番から五〇四九番まで
五〇五〇番一
五〇五二番
五〇五三番二
五〇五六番及び五〇五七番
五〇五六番一及び五〇五六番二
五〇五七番一
五〇五九番及び五〇六〇番
五〇六二番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
鹿児島県薩摩川内市網津町
字北宇都　五〇六七番一　一号
五〇六六番　二号
五〇六四番　三号
五〇六〇番　四号
字宇都　五〇三二番　五号
五〇二八番一　六号
五〇二五番　七号
五〇二三番地先道路敷　八号及び九号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
船石川2
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川のうち、その接している区間の河川敷
鹿児島県肝属郡南大隅町根占山本
字本坂之下　六六〇八番
六六〇九番一から六六〇九番三まで
六六一〇番一から六六一〇番三まで
字西坂之脇　六六三一番一から六六三一番三まで
字本坂之上　七四一〇番六
七四一九番一及び七四一九番二
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
鹿児島県肝属郡南大隅町根占山本
字本坂之上　七四一九番二　一号
七四二三番七　二号
七四一〇番一　三号
七三八五番一　四号
七三八五番九　五号
字西坂之脇　六六三一番二　六号
四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
山間小川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十四年国土交通省告示第四百七十三号で指定した同号四に掲げる土地の区域を除く。）
鹿児島県奄美市住用町大字山間
字蔓勝　八二〇番　一号から十号まで
五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
小勝川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
鹿児島県奄美市笠利町大字手花部
字板引　二八一五番一　一号から六号まで
二八四九番三　七号
二八二六番一　八号